

各位 火災共済のご案内

(神奈川県火災共済)

火災保険、他社から乗り換えキャンペーン実施中 保険証券をFAXしてください

割安な共済掛金!!

1. 地域限定、組合員のための共済制度につき、安心してご利用いただけます。
2. 相互扶助の共済制度につき、利益（剰余金）を計上した場合、組合員に配当として還元します。（剰余金の額により、配当を還元できない場合もあります）
3. 共済独自の割安な掛金の設定で経費の節約にお役立ていただけます。（補償内容や割引の内容によっては現在ご利用中の保険商品と比較できない場合もあります）

お住まいの建物・家財や、事業所の建物・什器・商品などワイドに安心をお届けする。

総合火災共済 普通火災共済*1 新総合火災共済

総合火災共済 新総合火災共済

下記の事故が起こった場合に損害共済金をお支払いします。
※詳しい内容はパンフレット、重要事項説明書等でご確認ください。



火災・落雷・爆発

風災・雪災・雪災
(20万円以上の損害)

水災*2

水濡れ*3

盗難・騒擾

物体の飛来等

破損・汚損*4

- *1 普通火災共済では、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害を補償します。
- *2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
- *4 破損・汚損は特約となります。

総合賠償責任共済

休業補償共済

<p>施設賠償 生産物賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業用施設の所有・使用・管理上の不備または業務遂行に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償 ●製造、販売した製品・商品または業務遂行の結果に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償 	<p>借家人賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設が賃借の場合、賃借施設の貸主に対する賠償責任を補償（火災・破裂・爆発・給排水設備の事故による水濡れ事故により賃借施設に損害を与えた場合の家主に対する戸室の原状復旧に係わる費用の賠償責任を補償） 	<p>個人賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の管理上に係わる事故による賠償責任を補償 ●日常生活上で生ずる事故による賠償責任を補償 	<p>休業補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●店舗や工場など事業用施設が火災・落雷・破裂爆発・風ひょう雪災・物体の飛来衝突・漏水・騒じょう・盗難被害により休業した際、粗利益を共済金額を限度に補償 共済金額の設定は日額1万円から50万円まで1万円単位で設定 補償期間は90日限度または、180日を限度として、復旧した日まで補償
--	---	--	---

費用共済金

共済は補償重点です。事故が起きた際、損害共済金の他にもさまざまな費用をお支払します。

<p>臨時費用</p> <p>損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅物件は100万円限度 ●普通物件は500万円限度 ●工場物件は500万円限度 	<p>失火見舞費用</p> <p>自らの責任による火災・破裂爆発の事故で他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯数×20万円お支払します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共済金額の20%限度 	<p>修理付帯費用</p> <p>火災・落雷・破裂爆発の事故による損害の復旧（居住部分は対象になりません）にあたり支出した費用をお支払します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●普通物件は1000万円限度 ●工場物件は5000万円限度（共済金額の30%限度）
<p>残存物取片づけ費用</p> <p>後片付けの費用を実費にてお支払します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害共済金の10%限度 	<p>損害防止費用</p> <p>共済金をお支払いする事故で、当組合が認めた場合に、損害の防止・軽減のために支出した費用をお支払します</p>	<p>地震火災費用</p> <p>地震・津波・噴火を原因とした火災事故で建物が高層以上の損害が生じたとき（家財のみの損害は80%以上）共済金額の5%をお支払します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅物件は300万円限度 ●普通物件は300万円限度 ●工場物件は2000万円限度

地震共済金補償特約では、地震・津波・噴火を原因とする倒壊・火災・流失傾斜等で、建物または家財に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

地震共済金補償特約

火災共済では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは共済金をお支払いできません。地震等による損害についての補償は、地震共済金補償特約とあわせてご契約いただく必要があります。

この特約の共済金額は、建物または家財の主契約の50%を限度とし、100万円単位で付帯できます。ただし、最大で建物1,000万円、家財500万円を限度額とします。

お支払い例



*地震共済金補償特約は、居住に使用されている「建物」または、併用住宅の「建物」、「家財」(生活用動産)にご利用いただけます。(昭和56年6月以降建築物)

<p>特約(オプション) 必要な補償(特約)を組み合わせて更なる安心</p>	<p>電氣的機械的 事故特約 電氣的または機械的な事故により冷蔵庫やテレビなど家電製品、または営業用什器、機械に損害が生じた場合に共済金が支払われます</p>	<p>風災等フランチャイズ 不適用特約 風・雷・雪災害で損害が生じた場合、損害額が20万円未満の場合でも、主契約の案件に係わらず共済金が支払われます</p>	<p>家賃収入 特約 アパート、賃貸のオーナーが、火災等で賃借物件に損害を受けた結果、家賃収入に損失が生じた場合に共済金が支払われます</p>	<p>家賃</p>	<p>近隣類焼 共済金特約 住宅、併用住宅で、失火により近隣の住宅を延焼して損害を及ぼしてしまった場合、被害を受けた近隣の方に共済金が支払われます</p>
---	--	---	--	------------------	--

詳しくは、ファクシミリまたは電話でお問い合わせください。(ご記入のうえ、切り取らずにそのままFAXしてください)

神奈川県火災共済協同組合 宛

FAX 0120-911-258

F A X 見 積 り シ ー ト

■ お客様について

フリガナ			お 仕 事	
お 名 前			<input type="checkbox"/> 法人	
			<input type="checkbox"/> 個人	
ご 住 所				
電話番号	() -	F A X	() -	

現在ご利用の火災保険証券の写しを一緒にFAXしてください。

【個人情報の取扱いについて】お預かりした個人情報につきましては、見積に関する確認・連絡やサービスの提供に使わせていただきます。

- 所在地 ()
- 構造 鉄筋 鉄骨造 木造 () 階 () m²
- 用途 住宅 事務所 工場 店舗(業種:)
- 職業 販売 製造 加工 その他()
- 建物の建築年月 (大.昭.平.令) 年 () 月
- 見積希望種類 火災共済 地震特約付火災共済 その他()

コメント記入欄

問合せ先

一般社団法人 保土ヶ谷青色申告会

〒240-0044
横浜市保土ヶ谷区仏向町 154-2 ゴトービル 2 階
☎ 045-442-7201 fax 045-442-7251

引受元



神奈川県火災共済協同組合

〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通3-33-2
☎0120-625-618 fax0120-911-258